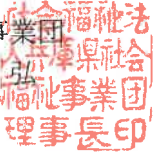


プロポーザル告知

下記の事業について、公募型プロポーザルに付すので、次のとおり告知する。

令和7年6月17日

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
理事長 藪本 訓弘



記

1 プロポーザルに付する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業名 | 統合人事システムの導入および事業者選定 |
| (2) 事業目的 | 人事給与から勤怠管理・身上申請に関する機能を備え、人事業務の一元管理が可能となるクラウド型のシステムを導入することを目的とする。 |
| (3) 最低制限価格 | 無 |
| (4) 契約方式 | 公募型プロポーザル方式 |
| (5) 契約締結予定日 | 令和7年7月下旬頃 |
| (6) 年間費用限度額 | 令和7年度（初期導入費用）90,000,000円以内（消費税込み）
令和8年度以降（ランニング費用）25,000,000円以内（消費税込み） |

2 応募方法

単独企業による。

3 プロポーザル参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 従業員1,500名以上の社会福祉法人及び官公庁に対して、令和7年4月1日時点で実際に稼働している統合人事システムの導入実績があること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であること。
- (3) 人事給与の機能に加え、勤怠管理や各種申請手続き等の機能を備えたクラウド型のシステムを、同一パッケージにて提供できること。
- (4) 統合人事システム機能要件一覧表の必須要件について、「×対応不可」の項目がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 本プロポーザル及びその後の契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。
- (7) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
また、同条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (8) 当法人の理事長、理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている等、特別な利害関係を有しないこと。

4 スケジュール

手 続 等	期間・期日	場所・方法
(1)提出資料の様式等の交付	令和7年 6月 17日（火）から 令和7年 7月 8日（火）まで	公告等関連資料については、ホームページからダウンロードすること。 (https://www.hwc.or.jp/)
(2) 参加受付	令和7年 6月 17日（火）から 令和7年 7月 8日（火）まで	令和7年7月8日の12時まで。 電子メールにて受付 E-mail:seibi@hwc.or.jp
(3)参加通知	令和7年 7月 10日（木）予定	
(4) 質問書の受付	令和7年 6月 17日（火）から 令和7年 6月 26日（木）まで	電子メールにて受付 E-mail:seibi@hwc.or.jp
(5) 質問に対する回答	令和7年 7月 2日（水）	電子メールにて回答
(6) 企画提案書等の提出	令和7年 6月 17日（火）から 令和7年 7月 8日（火）まで	電子メールにて提出 E-mail:seibi@hwc.or.jp
(7) ヒアリング実施予定日	令和7年 7月 16日（水）予定 （注1）	別途通知する。
(8) 結果の公表	業者決定後速やかに行う	

※受付時間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時までとする。

（注1）ヒアリング実施日時については、変更となる場合がある。

5 手続き等

提出にかかる詳細については、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団ホームページに掲載する「統合人事システム導入に係るシステム及び業者選定プロポーザル実施要領」によるものとする。

6 契約者の決定方法

- (1) 当法人の統合人事システム選定委員会において、別紙「評価項目」の得点を合計し、更に、見積額等を総合的に勘案したうえで、最優秀提案者を決定する。
その後、最優秀提案者と契約締結に向けた協議を行うこととする。
- (2) 最優秀提案者との交渉が不調の場合は、次の優秀提案者と順次随意契約の交渉を行うこととする。
- (3) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

7 その他

- (1) 参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、それが判明した時点で資格の停止及び決定した場合でも契約を締結しない。
- (2) 受託者は、参加申込書等の確認書類として提出した配置予定の技術者を本業務に配置すること。
- (3) 応募者多数の場合は、会社概要、統合人事システム機能要件一覧表及び見積書の内容により書類審査で3社まで選考したうえでプレゼンテーションを実施する。

8 担当課

神戸市西区曙町1070

兵庫県社会福祉事業団事務局 財務課 平

TEL (078) 929-5677

FAX (078) 929-5688

URL <https://www.hwc.or.jp/>